

# 韓国における勤労奨励税制 (E I T C) の現況

## 制度の主な内容と日本への提案



生活研究部門 研究員 金 明中

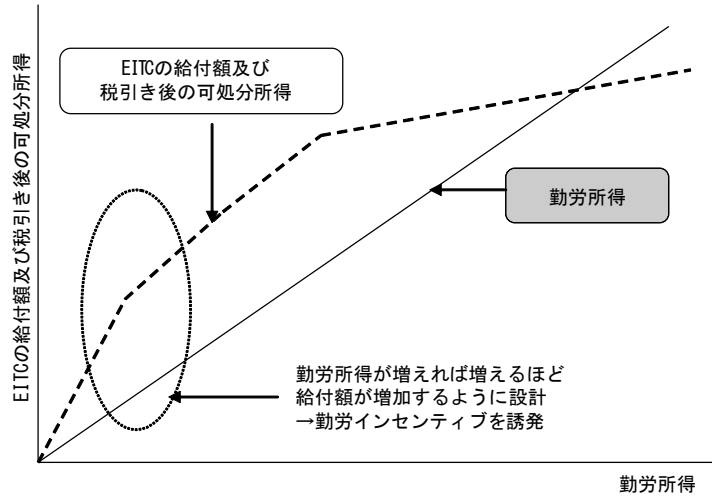
kim@nli-research.co.jp

### 1— 勤労奨励税制 (E I T C) とは

勤労奨励税制 (EITC: Earned Income Tax Credit) とは、ひとことで言うと「給付付き税額控除制度＝低所得者が働くことの支援を目的とした補助金制度」のことである。日本では一般レベルではまだなじみのない制度だが、経済学者を中心に知られており、1975年にアメリカで最初に導入され、現在ではイギリス、カナダ、フランス、スウェーデン、オランダ、韓国など多数の国で実施されており、アメリカでは導入から四半世紀以上経過している。勤労奨励税制をより詳しく説明すると、職を持っていても所得が少なく、経済的に苦しい状況に追い込まれている勤労貧困層へ勤労所得別に算定されている奨励金を支給することで勤労インセンティブを高め、実質所得を支援するための勤労連携型所得支援制度である。既存の公的扶助を中心とする福祉政策 (welfare) が勤労有無に関係なく一定水準までの所得を補助していることに比べ、勤労奨励税制は働けば働くほど総所得が増えるように補助金を支給する制度 (workfare) である。勤労貧困層の勤労活動に経済的支援をすることにより、脱貧困や所得格差の緩和だけでなく、福祉給付に対する依存から労働市場への参加への誘引をするという目的も持った制度なのである。勤労奨励税制のメリットは、歳出である給付 (社会保障支出) と税額控除を組み合わせることで、税制と社会保障との一体運営が可能となり、政策が効率的、効果的に行われること<sup>(注1)</sup> や貧困世帯の勤労を促進しつつ所得を再分配することであり、その一方でデメリットとして、既に給付付き税額控除制度を実施しているアメリカをはじめとする国では、この給付付き税額控除にかかる不正受給者が多いと言われており、全く問題のない制度とは言い切れないのが現状である。

【図表－1】は、勤労奨励税制 (E I T C) の基本的仕組みである。勤労奨励税制では、働けば働くほど一定の所得水準までは可処分所得が増加する。特に、勤労インセンティブが増加することが予想される逡増区間の長さや逡増率をどのぐらいに設定するかは勤労奨励税制を実施する各国政府の社会保障及び労働市場関連政策の運営方針によって大きく異なる。

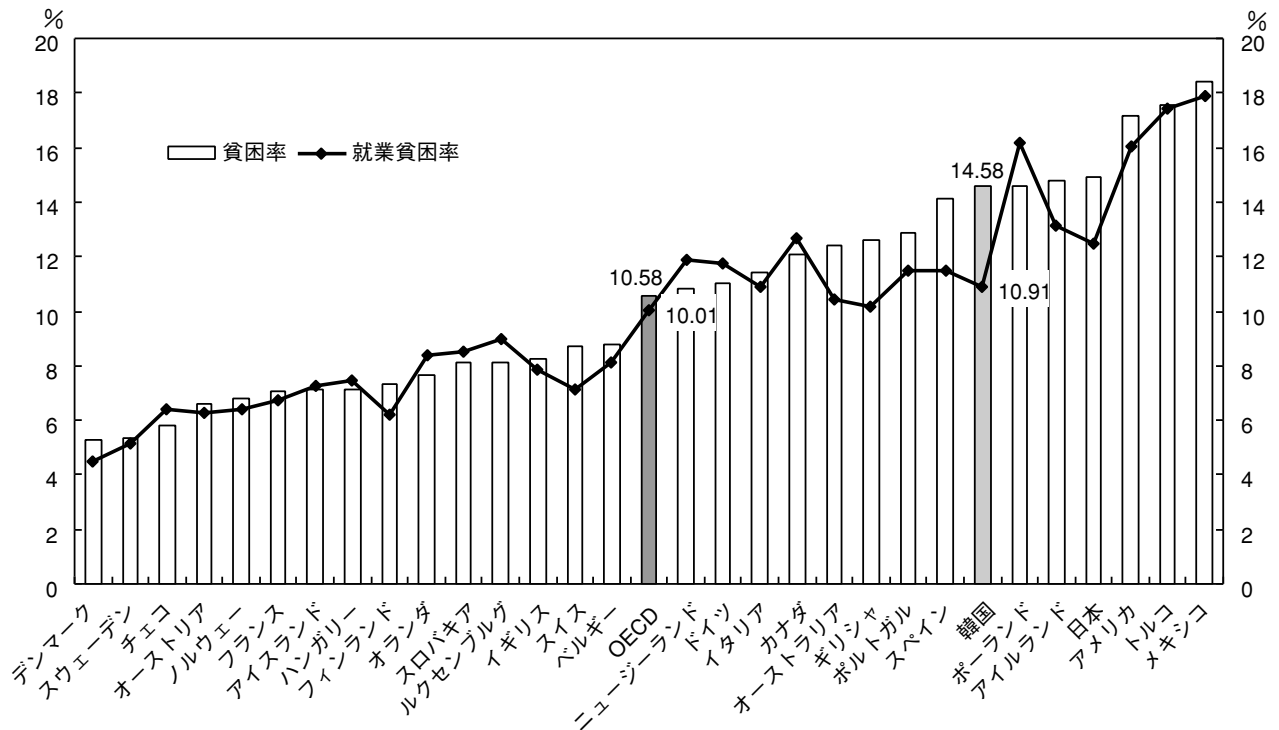
〔図表-1〕 勤労奨励税制（EITC）の基本的仕組み



## 2—韓国における勤労奨励税制の導入背景（高止まりする勤労貧困層の存在）

この章では韓国政府が勤労奨励税制を導入する背景となった、韓国における貧困率や勤労貧困層の現況をOECDのデータや先行研究を用いて説明する。【図表-2】はOECD諸国における相対的貧困率<sup>(注2)</sup>や勤労世代の相対的貧困率を示しており、2000年代半ばの韓国の相対貧困率は14.58%でOECD諸国の平均貧困率10.58%を大きく上回っている。

〔図表-2〕 OECD諸国における貧困率や勤労世帯の貧困率



(資料) OECD (2009) Employment Outlook

イ・ビョンヒ・その他（2010）は、韓国における勤労貧困層の実態を把握するためにOECDのデータを用いて世帯を「65歳以上の引退年齢世帯」、「稼働年齢者がいる世帯内に就業者が1人もいない世帯」、「1人以上の就業者がいる世帯」に区分しOECD平均と比較している。分析の結果、「世帯主が65歳以上の引退年齢世帯」の場合の貧困率は48.51%で、OECD平均13.58%を大きく上回った。勤労世帯の貧困率は10.91%でOECD平均10.11%と大きな差はなかったが、全貧困世帯に占める「1人以上の就業者がいる世帯」の貧困率、すなわち勤労世帯の貧困率は71.12%で、OECD平均62.84%より8.24ポイントも高く、韓国における勤労世帯の貧困率が看過できる問題ではないことが確認された。また、就業貧困の相対的リスク（就業貧困率/勤労世帯の貧困率）も75.2%でOECD平均69.0%より高く現れた（【図表-3】）。

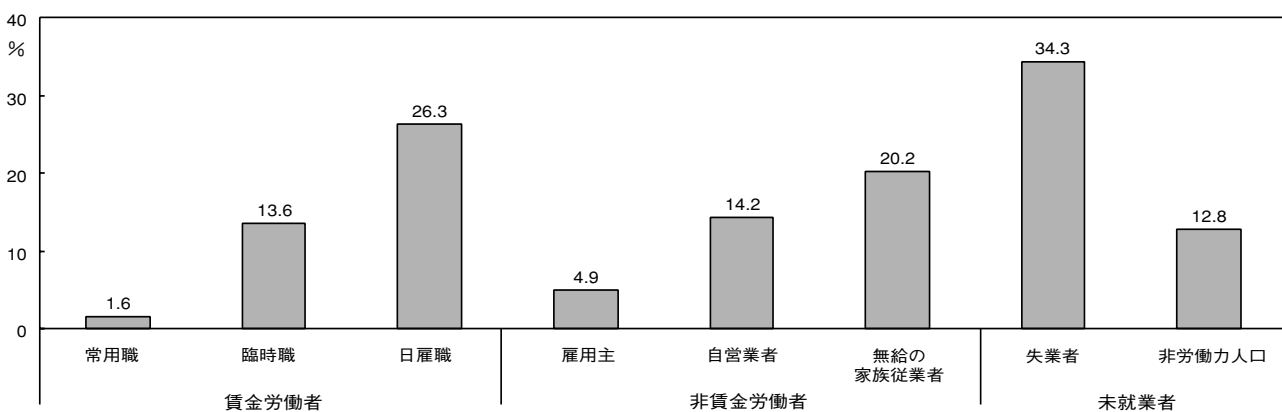
一方、貧困層のうち、「65歳以上の引退年齢世帯」が占める割合は21.9%とOECD平均の32.1%に比べて低く、韓国では勤労貧困層の貧困問題がより大きいことが再確認された。これらの結果は韓国の老後生活保護制度がいまだに十分に整備されていないことを意味し、その主な原因としては年金制度が給付面においてまだ成熟していないことが考えられる。

[図表-3] 勤労貧困率の比較（韓国対OECD平均）

		韓国	OECD平均
全人口		14.58	10.65
世帯主の 年齢基準	引退年齢の世帯主 (割合)	48.51 (21.86)	13.58 (32.08)
	勤労年齢の世帯主(A) (割合)	10.91 (78.14)	10.11 (37.92)
	非就業 (割合)	57.59 (7.02)	36.81 (5.07)
	就業(B) (割合)	8.21 (71.12)	7.25 (62.84)
	就業貧困の相対的 リスク (B/A)	75.24	69.04

(資料) イ・ビョンヒ・その他（2010）『勤労貧困の実態と支援政策』14頁

[図表-4] 現役世代の従事上地位別貧困率



(資料) ノ・デミョン・その他（2009）『勤労貧困層支援政策改編方案研究』韓国保健社会研究院

このような現役世代の主な貧困の原因は、不安定な仕事（precarious work）から来たものと思われる。ノ・デミョン（2009）は、現役世代のうち、失業者の約3分の1、日雇い労働者の約4分の

1が貧困層であると推計している（【図表－4】）。キム・ヨンミ（2009）によると、企業規模が小さいほど勤続年数が短く、低賃金労働者の割合が高いことが分かる。従業員数1～4人の事業所における低賃金者<sup>(注3)</sup>の割合は男性が18.8%、女性が39.1%で、従業員数1,000人以上の事業所における男性0.7%、女性4.0%より高く現れた（【図表－5】）。

【図表－5】 企業規模別低賃金労働者の割合

	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人
男性	18.8	7.5	5.2	3.5	3.3	2.3	1.8	1.8	0.7
女性	39.1	22.5	18.9	14.1	12.8	11.6	9.9	9.5	4.0

(注) 低賃金は中位賃金の50%以下をとして定義

(資料) キム・ヨンミ「零細事業所の従事労働者の実態と移動」李ビョンヒ・その他（2009）『雇用安全網と活性化戦略研究』韓国労働研究院

### 3—韓国における勤労奨励税制の導入過程

韓国では、税制による所得支援で勤労貧困層の勤労インセンティブを高めるとともに、所得を捕捉するインフラを構築し社会保険料負担の衡平性及び制度運営の効率性を高めるという目的で2008年1月1日から勤労奨励税制を導入、2009年9月から給付を行っている<sup>(注4)</sup>。

韓国政府が勤労奨励税制を導入した理由としては、先の目的の他に近年の経済のグローバル化、産業構造の変化、そして労働力の非正規化の進行などにより所得格差が拡大し勤労貧困層が大きく増加したことが挙げられる。特に「次上位階層<sup>(注5)</sup>」と位置付けられている勤労貧困層は、国民基礎生活保障制度<sup>(注6)</sup>のような公的扶助制度や老齢、疾病、失業等の際に利用できる公的社会保険制度の適用から除外されているケースが多く、貧困から抜け出せない状況に置かれている。2002年時点での次上位階層の社会保険加入率は、国民年金36.7%、雇用保険27.7%、労災保険59.7%、健康保険98.2%で健康保険を除けば、次上位階層の相当数が公的社会安全網から排除されていることが分かる<sup>(注7)</sup>。それにとともに、韓国政府は勤労とリンクした給付を通じて勤労インセンティブを高めることにより、勤労貧困層が貧困から脱出して少しでも経済的に自立できるような環境を作るとともに、まだ十分に整えられていない社会安全網を拡大することを目指しアジアでは初の勤労奨励税制を導入した。

すなわち、勤労奨励税制の実施により、韓国における社会安全網は【図表－6】で表わしたように、既存の公的社会保険や公的扶助制度である国民基礎生活保障制度であった2階建ての社会安全網から3階建てになり、所得保障システムが導入以前より少し手厚くなったのである（【図表－6】）。勤労奨励税制の導入までの過程は【図表－7】のとおりである。

【図表－6】 勤労奨励税制実施前後の社会安全網の構成

	一般国民	勤労貧困層（次上位階層）	貧困層
勤労奨励税制導入以前 （二つの社会安全網）	社会保険 （1次安全網）		国民基礎生活制度 （2次安全網）
勤労奨励税制導入以後 （三つの社会安全網）	社会保険 （1次安全網）	勤労奨励税制 （2次安全網）	国民基礎生活制度 （3次安全網）

**【図表－7】 韓国における勤労奨励税制の導入過程**

- 2003年02月：盧武鉉 元大統領当選者の政権引受委員会がE I T C の導入を提示
- 2005年08月：政府、E I T C の導入を決定
- 2005年10月：国税庁に「所得把握インフラ推進団」を設置
- 2005年12月：財政經濟部に「E I T C 推進企画団」を設置
- 2006年12月：勤労奨励税制を盛り込んだ法律（租税特例制限法）を公布
- 2008年01月：勤労奨励税制を施行
- 2008年12月：租税特例制限法を改正→受給対象や年間最大給付額を拡大
  - 受給対象:子ども2人以上扶養 → 子ども1人以上扶養
  - 年間最大給付額：80万ウォン → 120万ウォン
- 2009年9月：勤労奨励金の支給を開始

勤労奨励税制の導入に際して韓国政府はまだ施行初期段階である勤労奨励税制を暫くの間「租税特例制限法」として規定しておき、今後制度が成熟した場合、所得税法に移管し永久的な制度として実施することを考慮している。

**4—韓国における勤労奨励税制の基本的内容**

**1 | 勤労貧困層（次上位階層勤労世帯）の救済が目的**

この節では、韓国の勤労奨励税制の基本的な内容を紹介する。韓国における勤労奨励税制は、世帯の所得が最低生計費の120%以下の人で、国民基礎生活保障制度の受給から除外された階層、いわゆる「次上位階層」を主な対象とし、具体的には前年度の年間総所得が1,700万ウォン（約112万円）<sup>(注8)</sup>未満である労働者世帯に年間最大120万ウォン（約8万円）まで支給される仕組みである。

国民基礎生活保障制度とは、日本の生活保護制度に当たる公的扶助制度で、2000年10月に従来の生活保護制度の問題点を改善する目的で導入された制度である。現在の国民基礎生活保障制度は、働く能力がある受給者の場合は条件付き受給者とし、基本的な生活保障と雇用政策を適切に組み合わせて提供する勤労連携（Workfare）中心の公的扶助を目指している<sup>(注9)</sup>。2010年12月末時点での国民基礎生活保障の受給者数は、約155万人（87.9万世帯）で、対全人口比受給率<sup>(注10)</sup>は3.1%である（【図表－8】）。受給者の内訳は一般受給者が94.1%で、施設受給者5.9%を大きく上回っている。現在、韓国で実施されている国民基礎生活保障制度と勤労奨励税制の違いについては【図表－9】を見ていただきたい。

【図表－8】 国民基礎生活保障制度の受給者数

区分	合計	一般受給者	施設受給者	世帯数
受給者数（人）	1,549,820	1,458,198	91,622	878,799世帯
割合（%）	100	94.1	5.9	

（資料）国会立法調査処（2011）「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」

[図表-9] 国民基礎生活保障制度と勤労奨励税制の比較

	国民基礎生活保障制度	勤労奨励税制
施行年度	2000年	2008年
導入目的	貧困層の最低生活保障及び自活動成	勤労貧困層（次上位階層勤労世帯）の勤労インセンティブ誘発、実質所得支援
適用対象	最低生計費以下の勤労及び非勤労世帯	次上位階層勤労世帯
給付方式	現金及び現物給付	給付付き税額控除
給付内容	補足性の原理に基づき、給付が行われる	逡増、定額、逡減区間を設定 最大給付額120万ウォン
受給資格要件	所得要件、扶養者要件	総所得要件、扶養者要件、 住宅要件、財産要件
制度の性格	所得保障制度	勤労連携型所得支援制度
関連法規	国民基礎生活保障法	租税特例制限法
申請方式	申請主義＋行政からの指名適用	申請主義

(資料) 国会立法調査処 (2011) 「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」

## 2 | 雇用者に限定された適用対象

韓国における所得税の課税単位は個人単位であるが、勤労奨励税制は世帯ごとで該当するか否かの審査がされる。また、勤労奨励税制の適用対象は雇用者に限定されている。すなわち、雇用者は「雇用主の源泉徴収票または賃金支給明細書等により、その所得の大部分は明確に把握されているが、事業者（主に自営業者）、農家等は所得の把握水準がまだ高くない…（中間省略）韓国においては、税政のIT化が進み、一度捕捉された課税資料の個人または企業別の管理システムは整備されているが、その元になる課税資料の捕捉率は、自営業をはじめ、高くないと認識されている。」<sup>(注11)</sup>

現在勤労奨励税制は相対的に所得捕捉率が高い雇用者に限って実施されているが、今後、自営業者を含む事業者の所得捕捉率を高める措置等が講じられてからは自営業者にも拡大・適用される見通しである。

## 3 | 勤労奨励金の申し込みににおける四つの要件

勤労奨励金は毎年5月中に申し込むことになっており、勤労奨励金を申し込む者やその配偶者で総合所得税<sup>(注12)</sup>を申告する義務のある者は、勤労奨励金の申請と総合所得税の双方の申告を行う必要がある。共稼ぎ夫婦の場合は、総所得額の多い者が申し込むことになっており、総所得額が同じである場合には夫婦のうち、どちらか一方が申し込むことになっている。勤労奨励金は申込書に勤労所得や財産に関する証拠書類を添付し、住民登録をしている（もしくは「居住地の」）管轄税務署に提出すればよい。書類の提出は、ホームページを利用して勤労奨励税制のイメージファイルを提出する「電子提出」や住所地の管轄税務署を直接訪問して提出する「直接提出」、住所地の管轄税務署に郵送で提出する「郵送提出」の中から選択することができる<sup>(注13)</sup>。

現在、勤労奨励金を申し込むためには①夫婦合算総所得、②18歳未満の扶養家族、③住宅、④財産という四つの基準をすべて満たさなければならない。受給要件の詳細は次の通りである。

### ①夫婦合算総所得は1,700万ウォン未満

前年度の夫婦合算総所得が1,700万ウォン未満である必要がある。夫婦合算総所得は、勤労所得、利子所得、年金給付、配当金、不動産の賃貸収入、事業所得、その他の所得を合算して算出し、所得税法上の非課税所得は除外される。勤労奨励税制と関連した非課税所得には、社会保険給付のうち死亡あるいは災害関連給付、雇用保険上の失業手当、育児休業給付金、産前産後休業給付金、生産労働者（日雇労働者を含む）が残業や休日勤務等によりもらった給付のうち年間240万ウォン以内の金額が含まれる。但し、不動産の賃貸収入、事業所得、その他の所得の場合は必要経費を控除、所得から必要経費を差し引いた金額がマイナスになる場合には0ウォンとしてみなし、経費の過大計上による所得の人為的な調整ができないようにしている。

### ②18歳未満の扶養家族がいること

次の要件をすべて揃えた18歳未満の子どもを1人以上扶養する必要がある。

- ・子どもには同居している養子縁組した子どもも含める。また、次の場合には孫や兄弟姉妹も子どもとして扱う。

- 親がいない孫や兄弟姉妹

- 父あるいは母のみいる孫や兄弟姉妹であり、親の年間の合計所得金額が100万ウォン（約7万円）以下で、その親が障がい者雇用促進法及び職業リハビリテーション法による重度の障がいがある者あるいは「5.18 民主化運動<sup>(注14)</sup>」関連者補償等に関する法律で障がい等級3級以上に指定された者

- 父あるいは母のみいる孫であり、親の年間の合計所得金額が100万ウォン以下で、その親が18歳未満である者

- ・前年度12月31日現在満18歳未満であること。但し重度の障がいがある者は年齢制限はない。

- ・年間の合計所得金額が100万ウォン以下である者

### ③持ち家制限

世帯の全員が前年度の6月1日時点で持家を持っていないか、持っていても時価基準が5千万ウォン以下（約329万円）である必要がある。

### ④財産は1億ウォン未満まで

世帯の全員が前年度の6月1日時点で所有している財産が合算で1億ウォン（約657万円）未満である必要がある。財産に含まれるものの範囲と評価方法に関しては【図表-10】を参照いただきたい。韓国政府が勤労奨励税制の受給要件として財産基準を設定している理由としては、所得捕捉率が低い点が挙げられる。2006年に開かれた政策討論会「公平課税実現のための税源透明性高揚方案」の報告書では、国税庁が課税資料の必要な労働力人口1,989万人のうち、1,510万人の課税関連資料を保有していると示されている（保有率75.9%、2004年基準）<sup>(注15)</sup>。課税資料の必要な労働力人口とは、2004年の労働力人口2,342万人のうち失業者や無給家族従事者等353万人を除いた者で、課税資料が確保できなかった約478万人には労働者415万人と自営業者63万人が含まれている。

報告書では自営業者の課税資料保有率が87.4%で雇用者の72.1%を上回っていると報告されているが、自営業者が所得を低く申告するケースはほぼ把握されずデータの信頼性は低いと説明している。実際、既存研究では、自営業者の所得捕捉率を50～60%前後に推定しているケースが多い。また、雇用者の課税資料保有率が低い理由としては日雇労働者の勤労所得が十分に把握されていないことが挙げられる。

勤労奨励金は夫婦の年間勤労所得を合算して算定する。但し、配偶者や直系の家族<sup>(注16)</sup>から支給された勤労所得、事業者登録証あるいは固有番号がない者から支給された勤労所得、法人税法によって賞与として処理された勤労所得は除外される。

また、前年度に国民基礎生活保障給付を3ヶ月以上受給した者や外国人（内国人と婚姻した外国人は除外）は奨励金を申し込むことができない。

[図表-10] 財産に含まれる項目と評価方法

財産の種類	含まれる財産の範囲	評価方法
土地及び建築物（住宅を含む）	財産税の賦課対象になる土地及び建物	時価標準額
乗用自動車	営業用の乗用自動車及び貨物自動車は除外	時価標準額
傳賃保証金 （賃借保証金を含む）	商店及び住宅の傳賃保証金（賃借保証金を含む）	契約書上の傳賃保証金（賃借保証金）
金融資産	個人別合計額が500万ウォン以上である預金・	金融資産の残高
有価証券	個人別合計額が500万ウォン以上である株式や債券、 積金、賦金、預託金、貯蓄性保険・投資信託	上場株式：最終価格 その他の有価証券：額面価格
ゴルフ会員権	会員制のゴルフ場が利用できる会員権	国税庁が告示する基準時価
不動産が取得できる権利	組合員入居権	既存建物の評価額精算金
	分譲権	所有基準日までの納入金額
	土地償還債権	額面価格
	住宅償還社債	額面価格

(注1) 月々の家賃がいらぬかわり、契約時にまとまった保証金（チョンセ）を払う制度。

(注2) 時価標準額：地方税法上の課税標準（取得税、登録税、固定資産税など）を設定する際に使用する。

(資料) 国税庁ホームページ

#### 4 | 勤労奨励金の給付体系や支給状況

韓国における勤労奨励制度の給付体系の最も大きな特徴としては、勤労所得の水準により給付額が逡増段階（phase-in range）、定額段階（flat range）、逡減段階（phase-out range）という三つの段階に区分されることである。逡増段階（phase-in range）は、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で増加する段階、定額段階（flat range）は勤労所得の増加と関係なく最大給付額が支給される段階、逡減段階（phase-out range）は、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で減少する段階である。すなわち、夫婦合算年間勤労所得が800万ウォンまでが逡増段階であり、働けば働くほど総所得が増加する。また、同所得が800～1,200万ウォンの場合は120万ウォンが定額支給される。最後に同所得が1,200万ウォンを超え1,700万ウォンに至るまでには1,700万ウォンから勤労所得を差し引いた金額の24%が勤労奨励金として支給されることになっている（【図表-11】）。

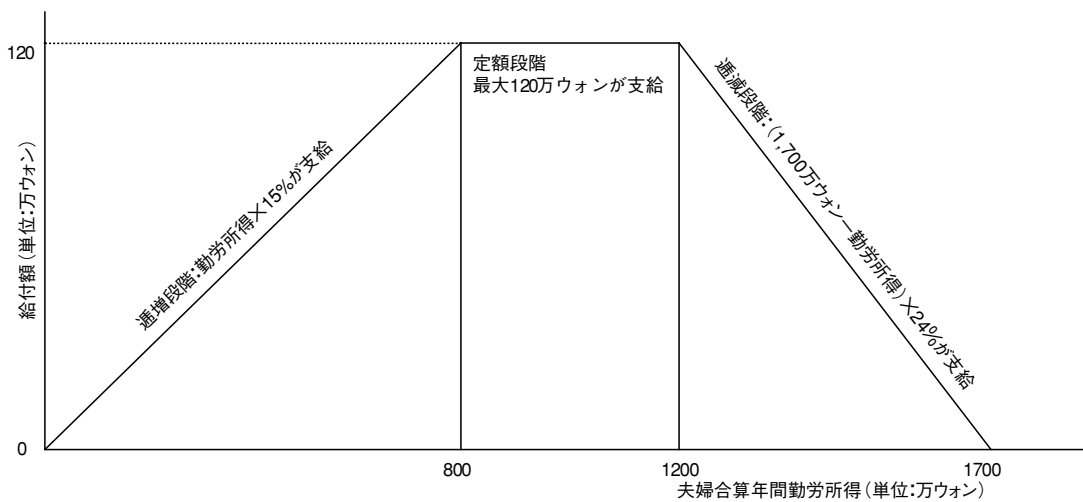
一定の手続を経て申し込まれた勤労奨励金は一定の審査を経て毎年9月末までに支給される。支給



が始まった2009年には申込者の81.5%に当たる59.1万世帯に平均767,682ウォンが支給された（【図表－13】）。支給開始から3年目を向かえた2011年には2009年よりは多少減少した51.9万世帯への支給が決まった（【図表－12】）。1世帯当たり平均支給額は768,015ウォンで、勤労所得により最低1.5万ウォンから最大120万ウォンまでが比例支給される。

勤労奨励税制を実施してから毎年支給世帯数が減少している理由としては、最低生計費や賃金の上昇により世帯当たり所得が増加しているにもかかわらず、支給基準が変わっていない点が挙げられる。例えば、4人家族を基準とした年間最低生計費は、2009年に1,592万ウォンから2011年には1,727万ウォンに、また時間当たり最低賃金は2009年の4,000ウォンから2011年には4,320ウォンまで引き上げられた。

【図表－11】 韓国における勤労奨励税制の仕組み



2011年の支給状況をみると、始めて支給された世帯数は21.5万世帯（全受給世帯の41.5%）で、2回連続で支給された世帯は15.9万世帯（30.6%）、3回連続で支給された世帯は14.5万世帯（27.9%）であった。支給世帯のうち、持ち家を持っていない世帯が81.1%で多数を占めており、年齢階層別には40代が48.4%で最も多く、30代（34.1%）、50代（11.9%）の順であり、30～40代の世帯が勤労奨励税の主な支給対象（全体の82.5%）であることが明らかになった。

【図表－12】 2011年勤労所得区間別勤労奨励金の支給額及び支給世帯数

区分	全体	増段階 (800万ウォン未満)	定額段階 (800万ウォン以上～ 1,200万ウォン未満)	減段階 (1,700万ウォン未満)
支給世帯数 (千世帯)	519	243	145	131
割合 (%)	100	46.8	27.9	25.3
支給額合計 (億ウォン)	3,986	1,404	1,745	837
1世帯当たり平均支給額 (ウォン)	77万	58万	120万	64万

(資料) 国税庁ホームページ等を参考に作成

[図表-13] 年別支給世帯数等の動向

区分	2009年	2010年	2011年
支給世帯数 (千世帯)	591	566	519
支給額合計 (億ウォン)	4,537	4,369	3,986
1世帯当たり平均支給額 (ウォン)	767,682	771,908	768,015

(資料) 国税庁ホームページ等を参考に作成

## 5—税法改正による勤労奨励税制の強化

韓国政府は今後勤労奨励金の支給対象を段階的に拡大する計画である。2011年からは適用対象を子ども1人以上を扶養する世帯に拡大し、2014年からは零細自営業者など受給対象に入れる計画である。また、2030年までには子どものいない世帯も受給対象に含むなど受給世帯数を全世帯の20%に相当する360万世帯まで拡大・施行する方針である (【図表-14】)。

[図表-14] 勤労奨励税制の段階的拡大方案

	労働者への適用段階		事業者への拡大段階	全面施行
	1段階 (2008~2010年)	2段階 (2011~2013年)	3段階 (2014年から)	4段階 (2030年まで)
適用対象	子ども2人以上の 持ち家のない世帯	子ども1人以上	子ども1人以上	子どものいない 世帯も対象
適用世帯	約31万世帯	約90万世帯	約150万世帯	約360万世帯

(資料) 企画財政部 (2011) 「2011年税法改正 (案)」

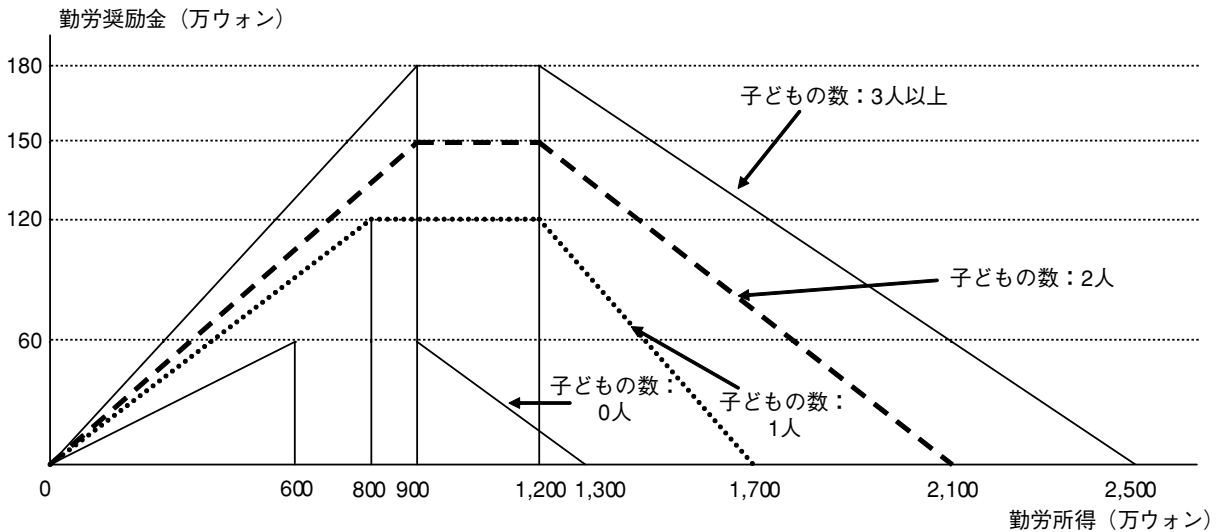
企画財政部は、最近「2011年税法改正案」を発表し、2012年から勤労奨励税制の適用対象や支給額を拡大・実施することにした。すなわち、今まで勤労奨励税制は、18歳未満の扶養家族がいる世帯で夫婦合算所得が1,700万ウォン未満である場合、最大120万ウォンが支給された。しかしながら、来年からは子どもがいない世帯にも勤労奨励金が支給される。さらに、最低生計費の上昇幅を考慮し、勤労奨励金をもらえる総所得基準と最大支給金額も引き上げられた。18歳未満の扶養家族がいなく、年間の総所得が1,300万ウォン未満である世帯には年間最大60万ウォンが支給される。また、18歳未満の扶養家族が3人以上で年間総所得が2,500万ウォン未満である世帯には年間最大180万ウォンまで勤労奨励金が拡大・支給される (【図表-15】、【図表-16】)。

[図表-15] 18歳未満の扶養家族数別勤労奨励金の最大支給額

18歳未満の扶養家族数	年間総所得基準	最大支給額
0人	1,300万ウォン未満	年60万ウォン
1人	1,700万ウォン未満	年120万ウォン
2人	2,100万ウォン未満	年150万ウォン
3人以上	2,500万ウォン未満	年180万ウォン

(資料) 企画財政部 (2011) 「2011年税法改正 (案)」

[図表-16] 子どもの数と勤労奨励金



(資料) 企画財政部 (2011) 「2011年税法改正 (案)」

## 6—勤労奨励税制の今後の課題や日本への提案

### 1 | 今後の課題

勤労奨励税制の実施は勤労貧困層の勤労インセンティブの向上や雇用者の労働時間の増加を目指したものであるが、実際韓国ではどのような効果が表れたのか。ジョンヨンジュン (2010) は、世帯を7等分した所得七分位階級を利用し、勤労奨励税制の効果に対するシミュレーションを行った。分析の結果、所得が最も低い第一階級の消費は勤労奨励税制の実施以前に比べて9.6%増加し、第二階級や第三階級の消費もそれぞれ7.6%と1.5%増加することが明らかになった。所得が低い所得階層20%を除いた所得階層の消費は減少するという結果になった。資産の方も低所得層の資産保有水準は改善されたが、高所得層の資産規模は少し減少した。

一方、勤労奨励税制の実施は、勤労貧困層の消費水準や資産規模に正の効果として現れたことに比べて、労働時間の増加には大きな影響を与えていない。2008年に勤労奨励税制が導入されたことにより所得が最も低い第一階級の労働時間は0.26%増加したという結果が出たが、これは所得の増加9.6%と比べると、一目瞭然に増加幅が低いことが分かる。この結果に対してジョンヨンジュン (2010) は勤労奨励税制が勤労貧困層の勤労インセンティブを誘発する機能よりは生計費を補助する機能を果たしていると分析している。

また、2011年に国会立法調査処が地方税務署の勤労奨励税制担当者や受給者に対して調査・発表した報告書「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」でも、勤労貧困層の勤労インセンティブ向上効果は大きくないか明確に現れていないと説明している。

勤労奨励税制が韓国に導入されてからもう4年目 (給付開始は3年目) を迎えている。導入初期の目的は勤労貧困層の勤労インセンティブを高めるとともに、所得を捕捉するインフラを構築し社会保

険料負担の衡平性及び制度運営の効率性を高めることであった。現段階で勤労奨励税制の効果を分析した論文は少なく、勤労奨励税制の成否を判断することはまだできないが勤労貧困層の所得や厚生水準を少しでも向上させたことに関しては評価に価するであろう。しかしながら、先行研究の分析結果からも分かるように勤労奨励税制が勤労インセンティブ向上に与える影響はまだその効果が明らかになっていない。一部では現在別々に実施されている国民基礎生活保障制度と勤労奨励税制を連携し実施するのが勤労インセンティブ向上により効果的であるという意見も出ている。将来的には財源の負担が相対的に少ない勤労奨励税制を拡大し、既存の国民基礎生活保障制度を縮小することも考えられる。これは年金制度が受給面においてより成熟するとより望ましい効果が現れるだろう。

勤労奨励税制の実施においても一つ注意深く考えるべき点は、勤労貧困層の多数を占めている女性貧困層の存在である。働いている女性の多くはパートやアルバイト等の不安定的な仕事に従事しているケースが多く、貧困の状態に堕ちる可能性が高い。また、一度貧困の状態に堕ちたらそこから抜け出すことはそれほど簡単ではない。というのは政府がこれまで働く女性に対する関連政策をほぼ実施してきていないからである。従って、今後勤労奨励税制を展開するのにおいては働く女性に対する関連政策をより徹底的に実施すべき必要があり、それこそ女性が労働市場に参加しやすく、貧困から抜け出せる環境の構築につながるだろう。

## 2 | 日本への提案

最近、日本でも経済のグローバル化や労働力の非正規化等が原因で勤労貧困層が急増している。日本政府は2009年10月に緊急雇用対策の一環として、第二のセーフティーネット<sup>(注17)</sup>を導入・実施しているが、利用者の申し込み手続きが煩雑なうえに制度の多様化により窓口も制度ごとに異なり、さらに適用要件が厳しく、適用までの審査期間が長いという問題点が指摘されている。このため、セーフティーネットの抜本的な再構築を要求する声が出てきている。また、今年3月に発生した東日本大震災の影響により、生活保護の受給者は5月時点で203万1,587人と急増し、戦後の混乱の余波で過去最多だった1951年度（月平均）の約204万人に迫る水準となっている。今後、このような状況が続けば政府の財政状況はさらに厳しくなることが予想される。

本稿で紹介した韓国の勤労奨励税制は、従来のセーフティーネット機能の改善を検討し、打開策の模索をしている日本にとっても、導入の検討の意義はあるだろう。実際、日本でも勤労奨励税制に対する関心は学識者を中心として以前から持たれており、導入の意義やそれに伴う問題点などが熟議されてきた。森信（2008）は、勤労奨励税制を導入する場合の課題として、以下の4点を挙げている。

- ① 政策目標としてどのようなことを掲げ、ターゲットをどの層にするのかを明確にすること。
- ② 制度や政策を十分に議論・検討し、ばらまき型の政策にならないようにすること。
- ③ 制度の悪用による不正受給をどのように防止するかを講じること。
- ④ 税務署が管理や給付を行うので、所得情報を明確に把握できる体制を構築する必要があること。

この課題に関して、韓国のケースと照らし合わせて考えてみると、まず、①に関しては、日本でも韓国と同様に労働力の非正規化の進行により女性労働者や若年世帯の勤労貧困層が急増しているため、働く女性や若年世帯を政策の主なターゲットとして、韓国と同じ政策目標を掲げて制度を構築するこ

とに意義があると考えられる。さらに、韓国政府が今後の実施を発表した「子どもの数による勤労奨励金の差別政策」は、同様に少子化問題を抱えている日本においても十分得策といえるであろう。

②に関しては、現行の「子ども手当」等でも問題視されている点であり、特に言及はしないが、このような給付型の制度の導入の際には必要不可欠な議論である。

③や④に関しては、韓国の制度を参考にすることが有益であると思われる。韓国政府は不正受給を最小限に抑えるために所得捕捉率が低い自営業者を除いた雇用者のみを対象者に設定している。以前から韓国では全国民が住民登録番号を持っていて、個人の資産や預貯金等を把握することが可能である。このような制度は、日本でも十分に当て嵌めることが可能であり、現在、日本政府が導入に向けて検討を進めている「社会保障・税に関わる番号制度」の実施の参考になるであろうと考える<sup>(注18)</sup>。

アメリカや韓国などで先立って実施され、一定の成果を挙げている勤労奨励税制が今後、日本でどのように注目され、議論・検討されていくかを注目したいところである。

#### 参考文献

- イ・ビョンヒ・その他 (2010)『勤労貧困の実態と支援政策』  
OECD (2009) *Employment Outlook*  
企画財政部 (2011)「2011年税法改正 (案)」  
金明中 (2004)「IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社會支出の動向」—特集：IMF体制後の韓国の社会政策—海外社会保障研究』No.146  
金今男「韓国の給付つき勤労税額控除制度の概要」森信茂樹編著 (2008)『給付つき税額控除』中央経済社  
キム・ヨンミ「零細事業所の従事労働者の実態と移動」李ビョンヒ・その他 (2009)『雇用安全網と活性化戦略研究』韓国労働研究院  
国会立法調査処 (2011)「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」  
ゴ・ヨンソン (2011)「勤労年齢層の貧困増加に対応するための政策課題」  
ジョ・ソンジュ・その他 (2008)『韓国の勤労奨励税制 (EITC) と女性の：実証分析と政策課題政策課題』韓国女性政策研究院  
ジョン・ヨンジュン (2010)「勤労奨励税制と最低賃金制度の雇用及び厚生増進効果」  
鶴光太郎「税・社会保障一体改革における給付つき税額控除制度導入意義」森信茂樹編著 (2008)『給付つき税額控除』中央経済社  
ノ・デミョン・その他 (2009)『勤労貧困層支援政策改編方案研究』韓国保健社会研究院

(注1) 鶴光太郎 (2008)「税・社会保障一体改革における給付つき税額控除制度導入意義」森信茂樹編著 (2008)『給付つき税額控除』中央経済社

(注2) OECDによる定義は等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値) が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合のこと。

(注3) 低賃金は中位賃金の50%以下をとして定義している。

(注4) 韓国におけるEITC制度の構造は基本的にアメリカの制度を参考としている。

(注5) 所得が最低生計費の120%以下で公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の給付対象から除外された所得階層

(注6) 日本の生活保護制度に当たる。

(注7) ジョ・ソンジュ・その他 (2008)「韓国の勤労奨励税制 (EITC) と女性の：実証分析と政策課題政策課題」51頁、韓国女性政策研究院

(注8) 2011年9月27日現在、100ウォン=6.57円を適用して換算すると約112万円、以下すべて同じレートにて計算

(注9) 金明中 (2004)「IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社會支出の動向」—特集：IMF体制後の韓国の社会政策—『海外社会保障研究』No.146

(注10) 日本の保護率に該当する。

(注11) 金今男 (2008)「韓国の給付つき勤労税額控除制度の概要」森信茂樹編著 (2008)『給付つき税額控除』中央経済社、134頁から引用

- (注12) 総合所得税は六つの所得金額（利子、配当、事業、年金、勤労、その他）の合計額である総合所得税額に累進税を適用し算出する。
- (注13) 担当者から別途の案内があった場合は電話申請も可能
- (注14) 1980年5月18日から27日にかけて韓国の全羅南道の光州市で発生した、民主化を求める活動家とそれを支持する学生や市民が韓国軍と衝突し、多数の死傷者を出した事件。
- (注15) 所得捕捉に関して政府が定期的に発表している資料は皆無な状況である。
- (注16) 父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母、義理の父母、義理の祖父母、義理の曾祖父母、義理の高祖父母、息子、娘、孫、ひ孫が含まれる。
- (注17) 第二のセーフティーネットとは、雇用保険が適用されない非正規労働者や失業給付が終了した人を対象として、就業支援を目的に生活資金や住宅入居費などの貸付け・支給を行う支援制度である。
- (注18) 但し、韓国は日本より就業者に占める自営業者の割合が高く、これは全体的な所得捕捉率を下げる原因になっている。